



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2587号 2015.8.17 発行

【日本の議論】虐待に追われる児童相談所 養子縁組に手が回らず 実親記録の保管も不十分 産経新聞 2015年8月17日

生みの親が育てられない乳幼児と、血縁関係のない大人が法律上の親子関係を結ぶ「特別養子縁組制度」。国が制度を推進する一方、平成25年度に縁組を仲介した児童相談所（児相）は全体の約6割にとどまることが厚生労働省研究班の調査で分かった。また、3割近い児相が、実親などに関する記録を一定期間後に廃棄していたことも判明。調査からは、虐待対応で仲介に手が回らないという「出自」を知る権利も十分に保障されていない実態が浮かび上がった。

低調な児相の実績

特別養子縁組制度は昭和63年から開始。養子は6歳未満、養親は結婚した夫婦で25歳以上が原則とされる。「普通養子縁組」とは異なり、成立すれば養親の実子として戸籍に記載され、実親との親子関係がなくなることが特徴だ。児相のほか、都道府県に届け出をした民間団体・個人が仲介やあっせんを行うことができる。

この特別養子縁組について、厚労省研究班（代表は林浩康日本女子大教授）が初めて全国調査を実施。昨年8～9月、全国207の児相を対象に質問を郵送し、197の児相から回答を得た（有効回答率約95%）。

その結果、平成25年度に特別養子縁組を前提とした里親委託があった児相は計114（約57.9%）。内訳は1件が46児相、2件が34児相、3件以上が34児相で、計267件の特別養子縁組が成立した。これに対し、委託実績がなかったのは78児相（約39.6%）、5児相（約2.5%）が無回答だった。

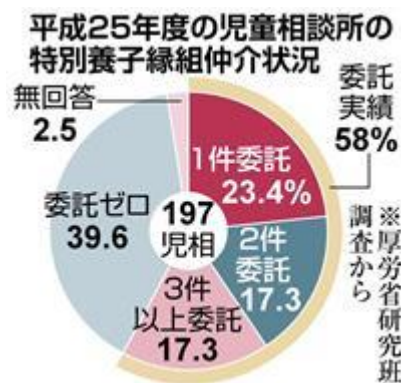
司法統計によると、25年度に成立した特別養子縁組は474件。ここ10年はおおむね300～400件台で推移している。

厚労省は児相が仲介した特別養子縁組の統計をとっていないが、15の民間団体・個人が仲介した件数は最新の24年度のデータで115件と、5年で5倍超に増えている。裏を返せば、児相経由での縁組成立はまだまだ低調といえる。

専任職員も3割弱

児相の仲介が伸び悩む背景は何か。元愛知県刈谷児童相談センター所長の萬屋（よろずや）育子・愛知教育大教職大学院特任教授（65）は「生命に直結し、一刻を争う可能性のある児童虐待への対応が優先されてしまう」ことを要因の1つに挙げる。

全国の児相が25年度に対応した児童虐待の件数は前年度比で10.6%増の7万3802件。調査を始めた2年度から23年連続で増加している。萬屋教授によると、近年は夫が妻にドメスティック・バイオレンス（DV）を行う際、傍らに子供がいるようなケースも「心理的虐待」にあたりとみなされるようになった。特別養子縁組に関する会議中でも、通報が入ると2～3人で現場へ急行せざるを得ないのだという。



養子縁組は妊婦らから相談を受けて意思確認を重ねた上で、登録した養親希望者とのマッチングが必要で、職員にも高い専門性が求められる。だが、調査結果によると、児相のうち里親や養子縁組を担当する専任の常勤職員を置いているのは56児相と、全体の3割弱にとどまっている。

厚労省は「養親希望者が少ない地域もあり、一概に職員配置と成立件数が比例すると限らない」（雇用均等・児童家庭局総務課）とする。しかし、市内の児相1カ所に、専門職の正規職員3人と非常勤職員2人の計5人を配置している大阪市では25年度、16件と多くの特別養子縁組を成立させているという実績もある。調査班代表の林教授は「マッチングは長年の経験が重要で、マニュアル化は困難。長期での勤務が可能となるよう職員を専門職化するなど、児相の体制強化が必要不可欠だ。制度活用のためには民間事業者と児相が連携を深め、どう共存していけるかということも検討事項の1つだろう」と指摘する。

「出自を知る権利」意識低く

調査ではもう1点、児相の「不備」が明らかになった。「出自」を知る権利の問題だ。

実親の名前や委託した経緯、保育記録などを「永年保存している」と回答したのが135児相だった一方、53の児相が「有期保存」と回答（無回答は9児相）。「有期保存」とした児相の保存期間は異なるが「子供が25歳になるまで」が30カ所と最も多かったという。

真実告知は養親が子供に対し、幼少期から丁寧に行うことが理想だ。民間の事業者では告知を里親登録の条件とする団体もあるが、必ずしも告知が義務付けられているわけではない。実際、調査では18の児相で子供から出自に対する問い合わせがあったことが確認されたが、このうち6児相が「情報提供しなかった」と回答していた。林教授は「子供自身が成人後、養親以外からもルーツを確認したいと思ったが、すでに記録が破棄されていたというケースも含まれていた」とみる。

厚労省は児相に対し、記録の長期保存を求める通知を出しているが「『長期』の認識が児相によって異なり、子供の知る権利の意識が低かった」（雇用均等・児童家庭局総務課）としており、今後、記録保存を見直す方向で検討する方針だ。研究班では記録の永年保存とともに、児相によって提供される情報が異なることがないような態勢作りを提言している。

生活・介護支援に力点＝ロボット開発を加速－トヨタ、ホンダ

時事通信 2015年8月17日

自動車大手として長年のライバル関係にあるトヨタ自動車とホンダの2社が、ロボット開発でしのぎを削っている。両社とも高齢者や障害者らの日常生活やリハビリを助ける「生活・介護支援」目的のロボットに力点を置いており、自動車開発で培った技術をそれぞれ応用し、新規ビジネスにつなげたい考えだ。

トヨタは2011年に「介護・医療支援」を目的としたロボットを発表。歩行が不自由な人の歩行練習用装置として、脚部に装着して足を前に振り出す動作や体重を支える動きを助ける器具を開発した。病院などでの試験利用を進め、早期の事業化を目指している。

また、手足が不自由な人の家庭生活を助ける同社の生活支援ロボット「HSR」は、人間の言葉を理解した上で、床に落ちた物を拾ったり、棚の上の物を取って人間に届けたりすることができる。9月からは、HSRの実用化に向け複数の大学と共同研究を始める。

一方、二足歩行ロボットの「ASIMO（アシモ）」で知られるホンダは、「歩行支援」を中心テーマに据え、1999年から技術開発を続けている。同社が開発した歩行訓練機器「歩行アシスト」はアシモの技術を活用。腰と太ももに装着すると、歩くとき楽に膝を蹴り上げられる。トヨタに先駆けて事業化を発表。11月から病院向けなどにリース販売する予定だ。

会社員を辞めてフリーランスに 社会保険はこう変わる 日本経済新聞 2015年8月17日

こんにちは。社会保険労務士の佐佐木由美子です。今回は「将来、スキルを生かしてフリーランスとして働きたい」と考えている方のために、主に社会保険の面でどのような違いがあるのか、お伝えします。



あなたは「将来はフリーランスになりたい」と、一度は考えたことがありますか。

「子供が生まれたら、自宅で働きたいからフリーになりたい」

「場所や時間に拘束されず、自由な働き方がしたい」

「自分のスキルがどこまで通用するか、試してみたい」

理由は様々ですが、自分らしさを大切にした働き方として、フリーランスを希望する方は、意外と多いのではないのでしょうか。

「今は無理でも、いつかは…」と密かに考える方も含め、会社員との違いを確認しておきましょう。

■法律に手厚く守られている「労働者」

自由なイメージの強いフリーランスですが、これまで会社に頼っていた面倒な部分、例えば健康保険、年金、税金、契約などについて、すべて自分で引き受けなければなりません。

あなたが正社員であれ、契約社員であれ、派遣社員であれ、雇用形態の違いはあっても、法律上は「労働者」となります。労働者は、労働基準法をはじめとする法律に、手厚く守られています。

例えば、労働者には法律で定められた1日および1週間の労働時間が決められており、それを超えた場合には、残業代として法律で定められた割増賃金を支払ってもらえるのが原則的な考え方です。

また、労働者は経費や設備も含めてすべて会社が負担してくれ、社会保険に関することは基本的に会社が手続きをしてくれます。疲れたときは年次有給休暇をもらって給与をもらいながら休むこともでき、毎月必ず給与収入を得られます。税金や保険料も会社が計算してくれ、自分に代わって納付してくれるので、手間がかかりません。

その分、時間・場所的な拘束を受けたり、職場の人間関係などが大変だったり、気苦労が多いという意見もあるでしょう。

■経費や設備は自己負担、確定申告も必要なフリーランス

一方、フリーランスは労働者には当たらず、「個人事業主」となります。フリーランスは、経費や設備もすべて自己負担。休んだ分の穴埋めも自らしなければなりませんし、決まった給与もありませんので、いくら長く働いても売り上げが立たなければ生活の糧を得ることができません。

フリーランスは売り上げから経費を引いたものが事業所得となりますが、税金を自分で計算し、確定申告をする必要があります。

こう聞くと、フリーって大変、と思うかもしれません。けれども、実力次第では会社員時代には考えられなかったお金を得ることも可能であり、好きな仕事が自分の裁量でできるという魅力もあります。

■それぞれの働き方に素晴らしさ 自分に合った選択を

社会保険と税金面で、大まかにフリーランスと会社員の違いを整理すると次のとおりです。

会社員は、「社会保険完備」は当たり前のことと思われるでしょう。一旦、会社を辞めてしまうと、その手厚い保障に改めて気づかされるかと思います。

会社員は、健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の4つの社会保険に会社が加入しています。保険料も、健康保険と厚生年金は折半で、労災保険は全額、雇用保険も半分以上を会社が支払ってくれています。

しかし、フリーランスは労働者ではないので、労災保険と雇用保険には加入できません。つまり、工作中にケガをしても、育児のために休業をしても、仕事を辞めても、給付を受けることができません。その分、いざというときのために手元にお金をいくらか残しておくことが大事といえるでしょう。

フリーランスで事業が軌道に乗ってきたら、法人化という選択肢もあり得ます。法人化すると、事業主であっても会社員時代と同じ健康保険と厚生年金保険に加入することが可能です。

隣の芝生は青く見える、ではありませんが、それぞれの働き方に素晴らしさがあります。ひとつ言えることは、働き方によって、メンタリティやお金の流れがガラッと変わること。



こうした仕組みの違いを理解したうえで、優先すべき価値観を整理し、自分に合った働き方を考えてみてください。

佐佐木由美子（ささき・ゆみこ） 社会保険労務士。米国企業日本法人を退職後、社会保険労務士事務所等に勤務。平成17年3月、グレース・パートナーズ社労士事務所を開設し、現在に至る。女性の雇用問題に力を注ぎ、「働く女性のためのグレース・プロジェクト」でサロンを主宰。著書に『知らないともらえないお金の話』（実業之日本社）をはじめ、新聞・雑誌、ラジオ等多方面で活躍。

「マージャン漬けは介護に不適正」神戸市が事業者規制へ 朝日新聞 2015年8月17日

神戸市は、パチンコやマージャンなどを介護予防の主な訓練内容とするデイサービス施設を規制する方針を決めた。こうした施設の運営者を事業者指定しないようにできる条例改正案を9月議会に提出する。成立すれば全国で初めてという。

対象は「アミューズメント型」「カジノ型」と呼ばれる通所介護の一部。パチンコやマージャン、カードゲームなどに特化した設備を備え、一日中遊技をさせるような施設で、各地で増えており、市内でも設置に向けた動きがあるという。

市はこれらの遊技を主体とするものは、高齢者の自立を支援する介護保険法の趣旨に沿わないと判断。日常生活を著しく逸脱した遊技▽疑似通貨など射幸心をそそり依存性が強くなる恐れがあるもの使用▽賭博や風俗営業を連想させる名称や広告——を規制する。9月中の施行をめざす。

国保 困窮救済に地域差 九州3割 医療費減免なし 市町村、財政圧迫を懸念

西日本新聞 2015年08月14日

国民健康保険の加入者が経済的理由で医療費の自己負担分の支払いが困難な場合に減額・免除する制度をめぐる、九州7県の市町村の3割超が減免基準や申請方法などの規定を整備していないことが、西日本新聞の取材で分かった。2014年3月（佐賀県は同年8月）現在、全233市町村のうち80市町村が未整備。自治体が減免分を負担するため制度化に二の足を踏むケースが少なくなく、生活困窮者の救済策の地域格差が浮き彫りになった。

九州各県によると、規定がないのは、福岡7町村▽佐賀8市町▽長崎9市町▽熊本21市町村▽宮崎22市町村▽鹿児島13町村。大分県は「全市町村が何らかの基準を設けている」という。

未整備の理由について、市町村の担当者は取材に「議会や住民から要請がない」「生活保護や医療費貸し付けなどで対応している」と釈明したほか、「財政事情が厳しく、負担分を肩代わりできない」と財政圧迫を懸念する声も聞かれた。

13年度の制度利用実績は、福岡82件▽佐賀12件▽長崎15件▽熊本74件▽大分2件▽宮崎9件▽鹿児島24件—で計218件。全日本民主医療機関連合（民医連）は「経

济的困窮から医療費を負担できず、受診が遅れて死亡する事例も報告されている」と指摘する。

厚生労働省の07年度調査では、九州の282市町村（当時）のうち7割強の211市町村が未整備だった。同省国民健康保険課は「徐々に改善しているが、居住地によって救済策に差が生じるのは好ましくない」とし、九州各県は「住民への周知のためにも制度化は望ましい」（福岡県医療保険課）として、未整備の自治体に規定の策定を促す方針だ。

▼国保一部負担金減免制度 国民健康保険加入者が受診した医療機関への窓口負担（一部負担金、医療費の原則3割）が難しい場合、災害や失業、低所得など特別な理由があれば、支払いを免除、減額、猶予できる制度。国民健康保険法44条に基づき、市町村が条例や規則、要綱などで独自に基準を設定し、減免分を負担する。ただし、制度化は「自治事務」として首長の裁量に任されている。

イヤホン耳に無音で盆踊り…「不気味」でも「踊りに没頭できる」

産経新聞 2015年8月17日



「無音盆踊り」では、内側と外側の円で異なる曲をイヤホンで聞きながら踊る＝9日、愛知県東海市（ザ・おおた・ジャンプフェスティバル実行委員会提供）

花火と並ぶ夏の風物詩、盆踊り。心浮き立つ太鼓の音が鳴り響き、各地で大会や練習が行われている。とはいえ、最近では、地域のお祭りを騒音と感じる人も。新卒の対策として、踊り手がイヤホンで音楽を聴きながら踊る「無音盆踊り」が登場。「不気味」という反応の一方で、「踊りに没頭できる」という好評価もある。地域住民の連帯感と一体感が持ち味だった盆踊りが変化しつつある。（村島有紀）



「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」で開催される無音盆踊りのために、イヤホンを装着する浴衣姿の女性たち＝8月8日、愛知県東海市

音が漏れないよう小学校の体育館の窓を閉め、蒸し風呂

状態で「阿波おどり」の練習をする「ひよっこ連」のメンバーたち＝7月30日、東京都杉並区
新しい「踊りの形」を模索



愛知県東海市大田町の「無音盆踊り」。輪になった踊り手が静寂の中、無音で踊る様子がテレビなどで放映され、「不気味」「どこかのカルト集団？」「東海名物ゾンビ踊り」など、どちらかという悪口雑言に近いような反応が寄せられる。

無音盆踊りは、名鉄太田川駅周辺で開催される夏祭り「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」で披露される盆踊りの一部。平成21年から踊り手がイヤホンの付いた携帯ラジオを持参し、FM電波で同じ曲を聴きながら踊る試みを始めた。今年は8月8、9の両日に行われ、延べ約400人が踊った。

初めて無音盆踊りを行った際、踊る人は40～50人程度しかいなかった。しかしその後、輪に入って踊る人は年々増加中で、大会長の森岡厚（あつし）さん（53）は「本当は岐阜の『郡上（ぐじょう）おどり』のように夜中踊れる盆踊りが理想だが、周囲への配慮から騒音対策も必要。まちおこしも兼ねて、多くの人が参加できる新しい盆踊りの形を模索した」と胸を張る。

森岡さんによると、「風情がない」という声もあるが、「踊りに没頭できる」との高評価も。夜遅くまで開催するとしても苦情を受ける心配はない。また、やり方を工夫すること

もでき、内側の輪と外側の輪で踊る人たちが、それぞれ、年齢層に応じた異なる音楽を聴いて踊ることもできる。例えば、内側の輪には年配者向けに「炭坑節」、外側では、子供向けに「おどるポンポコリン」といった具合だ。

無音盆踊りでは、FMトランスミッター（送信機）を使い、半径100メートルほどの範囲に音を飛ばす。

「周波数を合わせれば会場から離れて（少人数や）『一人盆踊り』も可能。無音盆踊りの可能性は無限です」と森岡さん。

阿波踊りもうるさい

盆踊りの歴史は古く、鎌倉時代の僧侶、一遍上人の踊り念仏が起源とされ、室町時代には歌や音楽、踊りといった芸能と結びつき現在の形になったとされる。お盆に迎えた精霊を満月の旧暦8月15日に送り出し、地域の交流や男女の出会いの場として各地域で受け継がれたとの説がある。

円舞式と行列式の2種があるが、無音盆踊りが生まれた背景には、盆踊りが「騒音」扱いされ、苦情を言う住民も増えている事情がある。

日本三大盆踊りの一つ、阿波踊りで知られる徳島県でも、河川敷や公園で行われる練習の音に対し、3、4年前から「音がうるさい」「なんとかしてくれ」との苦情が県庁などに寄せられるようになった。

県の担当者は「阿波踊りの『鳴り物』（音楽）は、大太鼓に締太鼓、鐘、笛と三味線。音の感じ方は、人さまざまで、せわしない音と感じる人もいるだろうが、数年前まではあまり苦情が寄せられることはなかった。住民の意識が変わったのかもしれない」と首をかしげる。

「蒸し風呂」の中で練習

都心での阿波踊りは、河川敷や公園での練習が可能な徳島県と比べてさらに過酷。東の阿波踊りの代表格、東京都杉並区の「東京高円寺阿波おどり」の関係者によると、練習場所は地下2階の倉庫や、ライブハウス。小学校や中学校の体育館を借りて行う練習では、かけ声や足音が漏れるのを防ぐため窓を閉め切り、蒸し風呂状態だ。

参加連の一つ、「ひよっこ連」の副連長、坂牧史子さん（36）は「一度でも苦情が入ると体育館が借りられなくなる。杉並区の住民は、入れ替わりが激しく新住民の多くは、阿波踊りが本番だけでなく、日頃から練習が必要ということを知らない。自分たちと関係ない音だと思うと『騒音』に感じるのかも」と表情を曇らせる。

和文化研究家で総合情報サイト、オールアバウトの「暮らしの歳時記」ガイドを務める三浦康子さんは「昔は地域全体が、年中行事などに向かって盛り上がったが、今はその意識も薄れた。また、共同体としての意識も薄いため、盆踊りに対して温度差が生まれやすい。さらに集客や観光のための盆踊りは、一歩間違えると文化のない単なるイベントになってしまう。地域文化として根付くためには、多くの人の支持が必要。現在は、伝統行事を知恵を絞って残す時代。無音盆踊りも、その試みのひとつの形だろう」と話している。

「女盛りやな」「お姫様だっこしていい？」京都市のセクハラ課長に書面注意は甘い？ 横行する職場の性的発言への処分の軽重

産経新聞 2015年8月17日

職場などでの性的嫌がらせを意味する「セクシュアル・ハラスメント」が平成元年に「新語・流行語大賞」で金賞を受賞し、一般に知られるようになって四半世紀余りが過ぎた。今では各職場でセクハラ防止対策が徹底されるなど社会の意識は高まったといえるだろう。ただ、個々のケースで事業主側が、被害者や加害者にどんな対応をとればいいのかという点にはまだ課題が残されているようだ。京都市の臨時職員だった女性が5月、市を訴えた訴訟では、「女盛りやな。年齢的にも身体的にも」といった性的発言を繰り返した上司に対し、市が書面注意にとどめたことについて、女性側は組織としての市の対応を問題視する。最高裁は今年、大阪市港区の水族館「海遊館」が、女性従業員にセクハラ発言を繰り返した

男性管理職2人に対し、事前警告なしに出勤停止とした懲戒処分を「妥当」と認めた。京都市のケースは、最高裁の厳しい判断に逆行する「甘い処分、にも映るが、果たして適切な対応とは一。



いまなお職場で横行するセクハラ。事業主にはセクハラ防止に必要な措置を講じる義務が課されているが、行為者への処分の詳細な判断基準は企業や組織によって異なる。事業主側の対応の妥当性をめぐり訴訟に発展するケースも少なくない

セクハラ内容は争いなし

京都市のケースでは、原告は京都市の臨時職員だった30代の女性。女性は「被害を相談したが、適切な対応をしなかった」として市を相手取り約360万円の慰謝料の支払いを求めている。

訴状などによると、京都市上京区役所の臨時職員だった女性は昨年7月ごろから、直属の上司である50代の男性課長から「自分、かわいいな」「女盛りやな。年齢的にも身体的にも」と言われたり、体を密着されたりするセクハラを受け、自律神経失調症を発症、9月末に退職した。

男性課長のセクハラ発言には「子供はつくらないのか」「なでなでしてあげようか」「お姫様だっこしていい?」といった文言もあったという。

女性から被害相談を受けた市は聞き取り調査を実施。今年4月に男性課長のセクハラ行為を認定したものの、処分は書面での注意のみにとどまった。

女性は「市が速やかに適切な対応をしなかったため、長期にわたって苦しむことになった」と訴える。訴訟では、上司のセクハラの内容については争いになっておらず、組織の対応のあり方が問われている。

配慮義務から措置義務へ

企業がセクハラ問題に対し、本格的に取り組むようになったきっかけとなったのは、平成11年の男女雇用機会均等法の改正だ。事業主にはセクハラ防止を配慮する義務が課された。

さらに19年、セクハラ防止に必要な措置を講じるよう改正され、配慮義務から措置義務へと強化された。こうした中で、セクハラに対する問題意識は社会的に浸透していった。

厚生労働省は18年、事業主が講じなければならない措置として、職場でのセクハラ内容、セクハラがあってはならない旨の方針を明確化して周知・啓発▽セクハラ行為者への厳正な対処方針と(懲戒)内容を規定化して周知・啓発▽相談窓口の設置▽事実関係の迅速かつ正確な確認▽被害者や行為者への適正な措置▽プライバシー保護—など10項目の指針を定めている。

しかし、処分の詳細な判断基準までは指針では示されておらず、企業や組織によってさまざま。その妥当性をめぐり、過去に訴訟が起きているのだ。

海遊館セクハラ訴訟は…

大阪市港区の水族館「海遊館」で男性管理職2人に対し、女性従業員へのセクハラ発言を理由に出勤停止とした処分の適否が争われた訴訟の場合、管理職2人の処分の重さをめぐり、司法判断は分かれた。

原告は、課長代理だった40代の男性2人。派遣社員の女性らに「夫婦間はもう何年もセックスレスやねん」「俺の性欲は年々増すねん」「夜の仕事とかせえへんのか？ したらええやん」などと性的な発言を繰り返したとして、24年2月にそれぞれ出勤停止30日間と10日間の懲戒処分を受け、降格された。

男性側はセクハラ発言をしたことは認めたものの「事前の警告がなく懲戒解雇に次ぐ重い処分をしたことは不当」と主張。出勤停止の懲戒処分は重すぎる、と訴えた。

1審大阪地裁は、発言内容が就業規則で禁止されたセクハラに当たると認定した上で「弱い立場にある女性従業員らに強い不快感を与える発言を繰り返し、悪質だ」として処分を有効と判断。男性側の訴えを棄却した。しかし、2審大阪高裁は男性側の主張を認め、「セクハラ行為が軽微とはいえないが、事前の警告がない重い処分で酷だ」と男性側の逆転勝訴とした。

最高裁第1小法廷は今年2月、被害者が1人の時に発言を行い、1年以上続いた▽会社側が内部文書でセクハラを禁じ、研修への全員参加を義務づけるなど社内で行って来た▽男性側は管理職として部下を指導・監督する立場にあった▽被害者が被害申告することは難しく、会社側が処分前に警告を行う機会はなかったとして2審大阪高裁判決を破棄、海遊館側の処分を妥当とする判決を言い渡し、確定した。

深刻なセクハラ被害が確認されれば、会社側は被害者が拒否しなかったとか事前に警告がなかったなどと加害者に「甘い顔」を見せず、厳しい姿勢で処分すべきだとする方向性が司法判断によって示された形だ。

注目される京都地裁の判断

さて、臨時職員だった女性に「女盛りやな」などと性的発言を繰り返した男性課長に対し、懲戒処分だけでなく書面注意のみにとどめた京都市のケース。最高裁判決に照らすと、市の対応は加害者に「甘い顔」を見せたようにも思える。

そもそも市はセクハラにどう対処しているのか。

市では、行為によって懲戒処分の基準を「免職・停職・減給・戒告」の4つに分類。ただし、停職の期間や減給の金額は具体的な基準を設けていない。「行為の原因や状況、過去の事案を参考にして判断している」（担当者）という。

今回の処分をめぐる判断について、担当者は「行為の原因や日頃の勤務態度などを総合的に判断して、懲戒処分より軽い書面注意にとどめるケースもある」と話し、「主張は裁判の中でしていく」とした。

セクハラ問題に詳しい船橋恵子弁護士（京都弁護士会）は「ハラスメントの処分に関しては法規制されておらず、その適否を判断するのは難しい」と指摘した上で、「被害者はもちろん、セクハラをした側にも釈明の機会を与え、まずは問題となった行為や事実をはっきりさせることが大切だ」と話す。

今回の処分は妥当だったのか、あるいは軽すぎたのか。京都地裁の判断が注目される。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

